

銚田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

単位：千円

区分	住民基本台帳人口 (20年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
19年度	52,079	16,638,237	603,984	3,534,906	21.25%

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

単位：千円

区分	職員数	給与			計	一人当たり給与 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
20年度	380	1,525,422	127,578	622,636	2,275,636	5,805

(4) ラスパイレス指数の状況（平成20年4月1日現在）

96.7

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
銚田市	41.7 歳	320,628 円	346,768 円
国	41.1 歳	325,113 円	387,506 円
茨城県	43.0 歳	339,400 円	416,300 円
類似団体	43.7 歳	335,660 円	386,496 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
銚田市	51.6 歳	335,085 円	349,243 円
国	48.9 歳	284,700 円	320,623 円
茨城県	48.0 歳	328,700 円	375,300 円
類似団体	48.8 歳	292,567 円	315,095 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

区分		銚田市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	175,600 円	166,173 円	172,200 円
	高校卒	147,200 円	135,197 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	144,300 円	130,854 円	137,200 円
	中学卒	— 円	124,678 円	129,200 円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	175,600 円	— 円	— 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成20年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	252,600 円	290,600 円	324,100 円
	高校卒	214,600 円	260,500 円	297,900 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長、参事	11	3.30%
6級	課長、出先機関の長	12人	3.60%
5級	課長、出先機関の長、副参事	25人	7.60%
4級	課長補佐、主査	82人	24.90%
3級	係長、主幹	128人	38.90%
2級	主事	32人	9.70%
1級	主事	39人	11.90%

(注) 1 銚田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

銚田 市		県		国	
1人当たり平均支給額（19年度）		1,912千円		—	
1,576 千円					
（19年度支給割合）		（19年度支給割合）			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当		
3.0 月分	1.50 月分	3.0 月分	1.50 月分		
（加算措置の状況）		（加算措置の状況）			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算5～15%		役職加算5～20%、管理職加算10～25%			

(2) 退職手当（平成20年4月1日現在）

銚田 市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分

(3) 調整手当

支給実績（19年度決算）		千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）		千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%

※調整手当の制度なし

(4) 特殊勤務手当

支給実績（19年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（19年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（19年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	作業に従事した職員	防疫作業	日額 1,000円
行旅死病人取扱手当	作業に従事した職員	行旅人、死亡人の処理	1回 1,000円
特殊業務手当	作業に従事した職員	著しく危険・困難・不快な業務	1回 1,000円

※支給実績なし。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（20年度決算）	20,276 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	166 千円

(6) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (20年度決算)	支給職員1人当たりの 平均支給年額 (20年度決算)																										
扶養手当	配偶者13,000円 1人(配偶者有) 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円	同じ		45,937 千円	233,181 円																										
住居手当	1. 職員の居住する借家・借間 【支給要件】 自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を払っている職員 【支給額】 家賃23,000円以下 →家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満→(家賃額-23,000円) × 1/2+11,000円 家賃55,000円以上 →27,000円 2. 自宅 【支給要件】 その所有に係る住宅のうち住宅のうち当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの 【支給額】 2,500円	同じ		11,361 千円	71,003 円																										
通勤手当	1. 交通機関等利用者 【支給要件】 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること 運賃等の負担を常例とすること、徒歩で通勤するもした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【支給額】 運賃等相当額が55,000円以下については運賃等相当額 2. 自動車等の使用者 【支給要件】 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること 【支給額】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>片道の使用距離</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2km～4km</td><td>2,200円</td></tr> <tr><td>4km～6km</td><td>3,800円</td></tr> <tr><td>6km～8km</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>8km～10km</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>10km～12km</td><td>8,600円</td></tr> <tr><td>12km～14km</td><td>10,200円</td></tr> <tr><td>14km～16km</td><td>11,800円</td></tr> <tr><td>16km～18km</td><td>13,400円</td></tr> <tr><td>18km～20km</td><td>15,000円</td></tr> <tr><td>20km～22km</td><td>16,300円</td></tr> <tr><td>22km～24km</td><td>17,600円</td></tr> <tr><td>24km～26km</td><td>18,900円</td></tr> </tbody> </table>	片道の使用距離	支給額	2km～4km	2,200円	4km～6km	3,800円	6km～8km	5,400円	8km～10km	7,000円	10km～12km	8,600円	12km～14km	10,200円	14km～16km	11,800円	16km～18km	13,400円	18km～20km	15,000円	20km～22km	16,300円	22km～24km	17,600円	24km～26km	18,900円	異なる	自動車等の使用者	38,514 千円	97,750 円
片道の使用距離	支給額																														
2km～4km	2,200円																														
4km～6km	3,800円																														
6km～8km	5,400円																														
8km～10km	7,000円																														
10km～12km	8,600円																														
12km～14km	10,200円																														
14km～16km	11,800円																														
16km～18km	13,400円																														
18km～20km	15,000円																														
20km～22km	16,300円																														
22km～24km	17,600円																														
24km～26km	18,900円																														

	26Km～28 k m	20,200円			
	28Km～30 k m	21,500円			
	30Km～32 k m	22,800円			
	32Km～34 k m	24,100円			
	34Km～36 k m	25,400円			
	36Km～38 k m	26,700円			
	38Km～40 k m	28,000円			
	40 k m～45 k m	30,400円			
	45 k m～50 k m	31,300円			
	50 k m～55 k m	32,200円			
	55 k m～60 k m	33,100円			
	60 k m～	34,000円			
管理職手当	管理職手当	支給額	異なる		18,157 千円
	部長	41,700円			378,267 円
	参事	37,500円			
	課長	33,350円			
	出先機関の長	25,000円			
	副参事	20,850円			

5 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	市長	745,000	円
	副市長	571,000	円
報酬	議長	305,000	円
	副議長	250,000	円
	議員	240,000	円
期末手当	市長	(20年度支給割合)	3.3月分
	副市長	(20年度支給割合)	3.3月分
退職手当	市長	(算定方式) 支給は任期毎	
	副市長	(報酬月額) × (在職年数に応じた支給)	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
	平成20年	平成19年		
一般行政部門	286	305	-19	組織機構改革
特別行政部門	94	95	-1	退職不補充（臨時職対応など）
公営企業等会計部門	56	49	7	組織機構改革
合 計	436 [525]	449 [525]	-13 0	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	2	15	27	42	47	53	34	36	46	72	62	0	436

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	56人、11.48%の削減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

平成17年4月1日現在に比較して、56人、11.48%の減

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

		17年 計画前年	18年 1 年 目	19年 2 年 目	20年 3 年 目	18年～20年 計	(参考) 数値目標
一般行政	減 員		20	21		41	
	増 員		2			2	
	差 引		△18	△21	△13	△52 (10.7%)	△56 (11.48%)
	職員数	488	470	449	436	449	432

7 懲戒処分状況（平成19年度）

懲戒処分の種類	件 数
免 職	0
停 職	0
減 給	0
戒 告	0
合 計	0

8 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

(1) 現状

①職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

	銚田市				民間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額
全体	48人	51.6歳	333,623円	349,243円			
清掃職員	10人	46.5歳	344,680円	378,364円	廃棄物処理業従業員	43.6歳	299,700円
学校給食	34人	52.6歳	327,232円	335,612円	調理士	44.0歳	266,700円
運転手	2人	58.0歳	385,300円	431,220円	自動車運転手	58.2歳	258,000円
その他	2人	54.0歳	335,300円	353,398円	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
（平成17年～19年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

②年齢別職員数及び給与月額

	～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	合計
職員数	0人	3人	2人	7人	10人	10人	16人	48人
平均給与月額	—	318,096円	338,505円	325,560円	334,966円	351,256円	374,453円	349,243円

(2) 基本的な考え方

技能労務職員は、高齢化しており、平成18年の給与構造改革により、ほとんどの職員が現給保障となり、実質昇給停止となっている。また、今後、技能労務職員については、退職不補充で臨時職員対応を継続しながら、職員数を削減し、段階的に現業職場の民間委託や指定管理者への移行を検討していく。

(3) 具体的な取り組み内容

① 給料表

給与構造見直しの実施により給料表を平均1.2%引下げ【平成18年～】

(国と同一給料表を適用)

② 昇格・昇給

57歳昇給抑制を行っている【平成19年度～】

(国と同一制度)

③ 諸手当 (特殊勤務手当含む)

経常的に支給する特殊勤務手当については、従前より一切なし。

④ 業務の見直し、事業方向性

清掃職員	当面直営を維持するが、退職不補充に努め、将来的には民間委託又は指定管理者等への移行を検討
学校給食	給食センターを整備 (平成22年度稼動) し、将来的には民間委託又は指定管理者等への移行を検討
自動車運転	退職不補充により、平成22年度を目途に民間委託を検討
文書配布業務等	退職不補充により、平成24年度を目途に民間委託を検討

